

# VIII 資料編



○二酸化硫黄月別測定結果

測定点： 緑 町

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数(日)	30	29	30	31	31	30	31	30	31	29	28	31
測定時間(時間)	711	708	712	731	734	712	735	712	735	707	666	730
月平均値(ppm)	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
1時間値が0.1ppmを超えた時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値(ppm)	0.019	0.022	0.030	0.016	0.019	0.030	0.017	0.020	0.017	0.013	0.013	0.046
日平均値の最高値(ppm)	0.006	0.006	0.005	0.004	0.007	0.008	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004

測定点： 八 幡 東

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数(日)	29	31	30	31	31	30	31	27	31	31	28	31
測定時間(時間)	705	734	712	734	733	712	734	665	734	736	664	735
月平均値(ppm)	0.006	0.006	0.004	0.003	0.004	0.004	0.004	0.005	0.003	0.004	0.004	0.004
1時間値が0.1ppmを超えた時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値(ppm)	0.018	0.019	0.013	0.015	0.014	0.014	0.018	0.023	0.018	0.017	0.016	0.014
日平均値の最高値(ppm)	0.010	0.010	0.008	0.006	0.007	0.006	0.006	0.007	0.005	0.005	0.007	0.007

測定点： 岡 田

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数(日)	30	31	30	29	31	30	31	30	29	31	28	31
測定時間(時間)	711	736	712	706	734	712	735	712	705	734	666	734
月平均値(ppm)	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002
1時間値が0.1ppmを超えた時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値(ppm)	0.020	0.015	0.010	0.011	0.009	0.008	0.011	0.014	0.014	0.015	0.016	0.031
日平均値の最高値(ppm)	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.004	0.003	0.005	0.005

## ○二酸化窒素月別測定結果

測定点： 緑 町

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数(日)	30	29	30	31	31	30	31	30	31	30	28	31
測定時間(時間)	710	706	710	731	734	712	735	712	735	725	666	734
月平均値(ppm)	0.015	0.014	0.012	0.007	0.009	0.014	0.017	0.021	0.018	0.018	0.019	0.017
1時間値の最高値(ppm)	0.055	0.042	0.048	0.033	0.035	0.042	0.050	0.051	0.055	0.053	0.054	0.062
日平均値の最高値(ppm)	0.027	0.025	0.023	0.015	0.021	0.028	0.033	0.035	0.037	0.039	0.037	0.033
1時間値が0.2ppmを超えた時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

測定点： 八 幡 東

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数(日)	29	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
測定時間(時間)	705	734	712	734	736	712	734	712	734	736	664	736
月平均値(ppm)	0.011	0.011	0.009	0.006	0.008	0.011	0.015	0.020	0.017	0.018	0.019	0.015
1時間値の最高値(ppm)	0.041	0.045	0.040	0.032	0.029	0.048	0.046	0.050	0.053	0.049	0.054	0.047
日平均値の最高値(ppm)	0.021	0.023	0.018	0.013	0.018	0.022	0.031	0.033	0.037	0.039	0.038	0.031
1時間値が0.2ppmを超えた時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

測定点： 岡 田

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数(日)	30	31	30	29	31	30	31	25	28	31	28	31
測定時間(時間)	711	736	712	706	734	712	735	597	673	734	666	734
月平均値(ppm)	0.011	0.011	0.008	0.006	0.007	0.010	0.012	0.015	0.013	0.014	0.015	0.013
1時間値の最高値(ppm)	0.044	0.050	0.036	0.024	0.025	0.030	0.037	0.035	0.041	0.044	0.046	0.044
日平均値の最高値(ppm)	0.022	0.021	0.016	0.011	0.015	0.019	0.022	0.026	0.027	0.031	0.030	0.030
1時間値が0.2ppmを超えた時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○一酸化窒素測定結果

項目 測定点	有効 測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)
緑 町	362	8,610	0.004	0.105	0.020
八 幡 東	364	8,648	0.005	0.078	0.019
岡 田	355	8,450	0.002	0.073	0.014
平 均	—	—	0.004	—	—

○窒素酸化物(NO+NO<sub>2</sub>)測定結果

項目 測定点	有効 測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	年平均値 $\frac{NO_2}{NO+NO_2}$ (%)
緑 町	362	8,610	0.019	0.143	0.055	78.6
八 幡 東	364	8,648	0.018	0.117	0.052	75.5
岡 田	355	8,450	0.014	0.108	0.040	82.4
平 均	—	—	0.017	—	—	—

○一酸化窒素月別測定結果

測定点： 緑 町

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数(日)	30	29	30	31	31	30	31	30	31	30	28	31
測定時間(時間)	710	706	710	731	734	712	735	712	735	725	666	734
月平均値(ppm)	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	0.004	0.007	0.007	0.006	0.006	0.003
1時間値の最高値(ppm)	0.068	0.073	0.041	0.056	0.037	0.039	0.049	0.067	0.082	0.076	0.105	0.046
日平均値の最高値(ppm)	0.010	0.014	0.009	0.011	0.007	0.010	0.020	0.022	0.038	0.028	0.032	0.011

測定点： 八 幡 東

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数(日)	29	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
測定時間(時間)	705	733	712	734	736	712	734	712	734	736	664	736
月平均値(ppm)	0.003	0.004	0.002	0.002	0.002	0.003	0.005	0.008	0.008	0.007	0.007	0.004
1時間値の最高値(ppm)	0.038	0.041	0.028	0.015	0.025	0.023	0.063	0.055	0.078	0.073	0.066	0.040
日平均値の最高値(ppm)	0.008	0.012	0.006	0.004	0.005	0.006	0.015	0.022	0.033	0.031	0.025	0.010

測定点： 岡 田

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数(日)	30	31	30	29	31	30	31	25	28	31	28	31
測定時間(時間)	711	736	712	706	734	712	735	597	673	734	666	734
月平均値(ppm)	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.003	0.003	0.005	0.004	0.004	0.002
1時間値の最高値(ppm)	0.043	0.025	0.016	0.014	0.022	0.025	0.040	0.044	0.073	0.061	0.064	0.042
日平均値の最高値(ppm)	0.007	0.006	0.003	0.002	0.004	0.005	0.016	0.014	0.026	0.019	0.019	0.009

○光化学オキシダント月別測定結果 昼間時間帯集計(5時~20時)

測定点: 緑 町

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昼間測定日数(日)		30	31	30	31	31	30	31	30	31	30	28	31
昼間測定時間(時間)		442	441	444	454	458	444	458	444	458	426	415	458
昼間の月平均値(ppm)		0.041	0.044	0.039	0.032	0.031	0.026	0.030	0.024	0.020	0.024	0.027	0.035
昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数	(日)	14	16	14	12	11	6	3	0	0	0	0	3
	(時間)	69	84	69	64	43	16	6	0	0	0	0	14
昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の 最高値(ppm)		0.094	0.093	0.107	0.111	0.095	0.089	0.079	0.056	0.048	0.042	0.057	0.072
昼間の日最高1時間値 の月平均値(ppm)		0.058	0.062	0.056	0.051	0.051	0.041	0.046	0.038	0.027	0.033	0.039	0.049

測定点: 八 幡 東

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昼間測定日数(日)		30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
昼間測定時間(時間)		441	454	442	455	457	442	455	442	455	457	412	457
昼間の月平均値(ppm)		0.025	0.020	0.012	0.011	0.008	0.012	0.016	0.012	0.015	0.017	0.020	0.024
昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の 最高値(ppm)		0.050	0.055	0.030	0.048	0.029	0.049	0.037	0.029	0.029	0.029	0.041	0.051
昼間の日最高1時間値 の月平均値(ppm)		0.035	0.028	0.018	0.018	0.014	0.019	0.025	0.018	0.020	0.025	0.027	0.033

測定点: 岡 田

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昼間測定日数(日)		30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
昼間測定時間(時間)		443	459	444	452	458	444	458	444	438	450	415	458
昼間の月平均値(ppm)		0.045	0.045	0.039	0.032	0.033	0.029	0.031	0.025	0.023	0.026	0.029	0.038
昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数	(日)	16	15	14	13	13	8	3	0	0	0	1	4
	(時間)	92	85	67	64	50	32	8	0	0	0	2	21
昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の 最高値(ppm)		0.092	0.095	0.109	0.106	0.092	0.093	0.079	0.055	0.050	0.044	0.061	0.075
昼間の日最高1時間値 の月平均値(ppm)		0.063	0.063	0.057	0.051	0.054	0.046	0.048	0.040	0.031	0.036	0.041	0.052

○浮遊粒子状物質月別測定結果

測定点： 緑 町

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数(日)	30	29	30	31	31	30	31	30	31	29	28	22
測定時間(時間)	718	715	718	739	743	719	743	719	743	715	672	580
月平均値(mg/m <sup>3</sup> )	0.025	0.019	0.018	0.030	0.027	0.019	0.017	0.017	0.016	0.007	0.006	0.015
1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値(mg/m <sup>3</sup> )	0.083	0.080	0.067	0.124	0.133	0.098	0.076	0.051	0.099	0.026	0.020	0.055
日平均値の最高値(mg/m <sup>3</sup> )	0.054	0.050	0.031	0.069	0.054	0.042	0.034	0.031	0.055	0.015	0.010	0.032

測定点： 八 幡 東

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数(日)	28	31	30	30	26	30	31	30	28	31	28	31
測定時間(時間)	682	734	712	711	628	712	734	711	682	736	664	736
月平均値(mg/m <sup>3</sup> )	0.025	0.018	0.015	0.023	0.022	0.015	0.017	0.015	0.014	0.012	0.016	0.018
1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数(時間)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値(mg/m <sup>3</sup> )	0.146	0.089	0.093	0.229	0.157	0.166	0.077	0.082	0.102	0.084	0.104	0.095
日平均値の最高値(mg/m <sup>3</sup> )	0.050	0.046	0.031	0.062	0.052	0.031	0.043	0.041	0.054	0.030	0.038	0.037

測定点： 岡 田

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数(日)	30	31	30	30	31	30	31	30	29	31	28	31
測定時間(時間)	719	743	719	738	743	719	743	719	713	742	672	741
月平均値(mg/m <sup>3</sup> )	0.023	0.018	0.017	0.026	0.022	0.016	0.017	0.018	0.015	0.014	0.019	0.019
1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値(mg/m <sup>3</sup> )	0.080	0.062	0.048	0.104	0.097	0.070	0.067	0.069	0.080	0.064	0.067	0.057
日平均値の最高値(mg/m <sup>3</sup> )	0.048	0.049	0.029	0.067	0.056	0.035	0.035	0.034	0.047	0.030	0.035	0.033



## ○降下ばいじん月別測定結果

測定点：市役所

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
降下ばいじん総量 (t/km <sup>2</sup> ・月)		5.34	3.40	3.88	2.49	3.74	5.71	6.94	6.29	8.92	3.08	4.59	6.44	5.07
不溶性成分	灰分 (t/km <sup>2</sup> ・月)	1.95	1.16	1.12	0.50	1.21	1.00	2.29	2.68	4.49	1.72	2.03	2.15	1.86
	灼熱減 (t/km <sup>2</sup> ・月)	1.03	0.71	0.63	0.27	0.55	0.65	0.94	1.06	1.50	0.66	0.82	1.14	0.83
	計 (t/km <sup>2</sup> ・月)	2.98	1.87	1.75	0.77	1.76	1.65	3.23	3.74	5.99	2.38	2.85	3.29	2.69
	(%)	55.8	55.0	45.1	30.9	47.1	28.9	46.5	59.5	67.2	77.3	62.1	51.1	53.1
溶解性成分	(t/km <sup>2</sup> ・月)	2.36	1.53	2.13	1.72	1.98	4.06	3.71	2.55	2.93	0.70	1.74	3.15	2.38
	(%)	44.2	45.0	54.9	69.1	52.9	71.1	53.5	40.5	32.8	22.7	37.9	48.9	46.9
貯水量 (mL)		12,420	13,200	14,770	7,540	4,800	14,190	7,760	4,700	3,773	0	2,900	5,880	7,661
pH		7.0	6.7	6.7	6.6	7.0	6.7	7.4	7.8	7.8	7.8	7.6	7.5	7.2

測定点：八幡まちづくりセンター

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
降下ばいじん総量 (t/km <sup>2</sup> ・月)		5.44	4.81	4.22	2.85	4.41	6.81	8.64	7.20	9.34	3.62	4.94	7.47	5.81
不溶性成分	灰分 (t/km <sup>2</sup> ・月)	1.92	1.56	1.28	0.77	1.36	1.30	2.63	2.94	4.29	2.04	2.44	2.33	2.07
	灼熱減 (t/km <sup>2</sup> ・月)	1.01	0.83	0.90	0.19	0.57	0.82	1.06	1.12	1.39	0.81	0.92	1.28	0.91
	計 (t/km <sup>2</sup> ・月)	2.93	2.39	2.18	0.96	1.93	2.12	3.69	4.06	5.68	2.85	3.36	3.61	2.98
	(%)	53.9	49.7	51.7	33.7	43.8	31.1	42.7	56.4	60.8	78.7	68.0	48.3	51.3
溶解性成分	(t/km <sup>2</sup> ・月)	2.51	2.42	2.04	1.89	2.48	4.69	4.95	3.14	3.66	0.77	1.58	3.86	2.83
	(%)	46.1	50.3	48.3	66.3	56.2	68.9	57.3	43.6	39.2	21.3	32.0	51.7	48.7
貯水量 (mL)		12,340	14,040	14,970	8,780	4,880	16,820	9,160	4,880	4,640	0	3,160	6,820	8,374
pH		7.1	6.9	6.8	6.9	7.1	6.9	7.6	8.0	7.9	8.0	7.7	7.6	7.4

測定点：岡田

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
降下ばいじん総量 (t/km <sup>2</sup> ・月)		4.49	2.67	2.31	1.76	2.95	3.64	5.08	2.69	3.62	1.34	2.27	3.46	3.03
不溶性成分	灰分 (t/km <sup>2</sup> ・月)	1.28	0.65	0.49	0.40	0.69	0.47	0.85	1.06	1.42	0.76	0.96	0.98	0.83
	灼熱減 (t/km <sup>2</sup> ・月)	0.94	0.59	0.69	0.22	0.34	0.54	0.54	0.42	0.53	0.29	0.45	0.96	0.54
	計 (t/km <sup>2</sup> ・月)	2.22	1.24	1.18	0.62	1.03	1.01	1.39	1.48	1.95	1.05	1.41	1.94	1.38
	(%)	49.4	46.4	51.1	35.2	34.9	27.7	27.4	55.0	53.9	78.4	62.1	56.1	45.5
溶解性成分	(t/km <sup>2</sup> ・月)	2.27	1.43	1.13	1.14	1.92	2.63	3.69	1.21	1.67	0.29	0.86	1.52	1.65
	(%)	50.6	53.6	48.9	64.8	65.1	72.3	72.6	45.0	46.1	21.6	37.9	43.9	54.5
貯水量 (mL)		12,960	13,320	14,050	10,100	6,180	17,350	10,540	4,240	4,640	0	2,840	6,960	8,598
pH		6.5	6.0	5.7	6.2	6.5	6.2	6.8	7.3	7.4	7.3	6.8	6.9	6.6

## ○風向風速測定結果

測定点：緑町

### ・風向の発生頻度と平均風速

月	風向 区分	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	C
		4月	発生頻度(%)	2.0	0.7	1.0	1.8	5.0	3.5	6.7	9.0	2.4	4.8	6.2	4.3	5.6	14.1	11.3
	平均風速(m/s)	2.7	1.7	1.6	1.5	1.7	2.1	3.8	4.4	3.5	4.0	3.0	2.8	3.2	3.4	3.3	3.3	--
5月	発生頻度(%)	0.8	1.3	1.3	5.0	5.2	4.4	8.9	6.6	6.9	5.0	5.2	3.2	8.1	10.5	9.3	13.3	5.0
	平均風速(m/s)	1.9	1.5	1.6	1.7	1.9	2.0	3.1	3.7	3.3	3.0	3.0	2.8	3.2	3.4	2.7	3.1	--
6月	発生頻度(%)	0.4	1.1	1.5	4.4	4.6	7.1	10.7	9.9	5.1	4.9	6.1	5.0	8.2	9.2	8.8	10.1	2.9
	平均風速(m/s)	1.1	1.8	2.3	1.6	1.9	2.4	3.3	4.3	3.3	3.0	3.5	2.8	3.4	2.6	2.4	2.7	--
7月	発生頻度(%)	0.3	0.1	0.8	2.8	5.8	11.9	14.2	19.4	12.0	3.9	5.1	3.8	6.2	4.2	5.0	4.5	0.0
	平均風速(m/s)	7.7	0.7	3.6	1.6	1.8	2.3	3.8	4.6	4.1	3.6	3.8	2.8	2.6	2.6	3.1	3.2	--
8月	発生頻度(%)	1.3	0.3	0.1	3.1	6.2	8.1	11.3	7.9	5.1	7.7	8.3	4.4	10.6	8.2	8.3	7.7	1.3
	平均風速(m/s)	2.1	1.2	2.0	1.6	2.1	2.5	4.4	4.4	3.9	3.6	3.7	2.5	3.4	2.5	2.6	3.5	--
9月	発生頻度(%)	3.1	4.6	3.6	3.2	5.7	4.2	9.0	6.4	4.9	5.6	3.6	4.6	5.3	8.2	10.3	14.6	3.3
	平均風速(m/s)	2.0	2.1	2.0	1.6	1.8	2.5	4.5	3.9	3.5	3.2	3.2	2.1	2.4	2.5	2.3	2.7	--
10月	発生頻度(%)	1.9	2.3	1.3	3.8	4.8	3.4	4.2	3.6	2.4	2.2	6.6	2.3	6.7	8.9	15.1	26.6	4.0
	平均風速(m/s)	1.5	1.2	1.2	1.4	1.4	2.2	4.3	3.4	2.0	2.4	2.9	3.0	2.8	2.8	3.4	3.2	--
11月	発生頻度(%)	2.6	1.7	1.7	4.4	4.7	0.8	1.1	1.1	1.5	1.9	1.8	0.8	4.6	9.4	21.1	35.4	5.1
	平均風速(m/s)	2.3	2.1	1.4	1.5	1.7	1.1	1.2	0.9	1.3	1.5	1.8	1.7	2.7	3.1	3.5	3.3	--
12月	発生頻度(%)	4.0	2.0	1.6	2.4	1.7	1.3	0.4	0.4	0.3	0.8	0.7	1.3	3.9	11.4	29.0	35.5	3.1
	平均風速(m/s)	2.4	2.3	1.4	1.5	1.4	1.1	1.2	1.0	1.3	1.4	2.9	1.8	3.4	3.8	4.0	3.8	--
1月	発生頻度(%)	3.4	1.1	1.7	2.8	2.8	1.2	0.5	0.9	0.7	1.6	1.7	1.5	3.2	10.9	26.3	36.2	3.4
	平均風速(m/s)	2.8	1.5	1.7	1.5	1.2	1.1	0.8	1.4	1.0	1.5	3.7	1.6	3.0	4.0	4.0	3.9	--
2月	発生頻度(%)	2.5	1.8	1.2	2.7	1.2	0.4	0.6	0.0	0.7	1.5	2.2	1.3	5.5	9.8	31.1	35.0	2.4
	平均風速(m/s)	2.6	1.8	1.7	1.6	1.9	1.2	1.4	0.0	1.3	2.3	2.1	1.9	3.0	3.7	3.9	3.9	--
3月	発生頻度(%)	2.2	1.2	2.3	2.3	4.0	2.6	2.8	2.3	2.4	2.4	3.6	2.7	4.4	12.2	24.2	25.1	3.2
	平均風速(m/s)	2.4	1.5	1.8	1.9	1.9	1.6	2.1	2.8	2.5	2.9	2.8	2.1	3.0	4.2	4.2	3.5	--

※風速が0.5m/s未満の場合は、風向が定まらなるとし、「C」として表記した。

### ・月別風向風速

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平均風速(m/s)	3.1	2.8	2.8	3.4	3.2	2.7	2.7	2.7	3.4	3.3	3.4	3.2
最多風向	NNW	NNW	SE	SSE	SE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
最多風向の 平均風速(m/s)	3.3	3.1	3.3	4.6	4.4	2.7	3.2	3.3	3.8	3.9	3.9	3.5

測定点：八幡東

・風向の発生頻度と平均風速

月	風向 区分	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	C
		4月	発生頻度(%)	1.4	2.4	2.0	1.3	2.1	7.0	18.3	4.6	2.2	1.3	1.7	4.6	8.4	12.7	17.8
	平均風速(m/s)	1.0	1.0	0.9	0.9	1.1	2.3	3.5	3.0	1.7	2.4	1.9	2.0	3.1	3.7	4.1	2.0	--
5月	発生頻度(%)	2.7	1.6	1.7	4.4	3.1	8.6	15.6	8.2	1.9	0.9	3.2	4.6	7.7	13.6	11.8	3.8	6.6
	平均風速(m/s)	1.1	0.9	0.9	1.1	1.3	2.1	3.3	2.7	1.5	1.1	1.8	1.9	3.6	3.1	3.7	2.5	--
6月	発生頻度(%)	0.8	1.1	2.1	2.4	2.1	9.7	22.2	7.2	1.1	0.7	2.9	5.0	12.5	9.9	11.4	3.5	5.4
	平均風速(m/s)	1.0	1.5	1.3	1.0	1.4	2.5	3.4	2.8	1.2	1.7	2.1	1.9	2.7	2.6	3.0	1.6	--
7月	発生頻度(%)	0.4	0.0	0.7	1.5	3.5	13.0	36.8	13.2	1.5	1.2	2.4	4.3	5.2	6.0	6.9	1.1	2.3
	平均風速(m/s)	2.3	0.0	0.8	2.2	1.2	3.0	3.5	3.2	1.5	1.8	2.2	2.4	2.7	2.7	3.6	2.0	--
8月	発生頻度(%)	1.1	0.9	0.7	1.6	2.7	14.7	18.5	5.2	0.8	3.1	4.2	8.3	13.4	10.5	7.7	3.5	3.1
	平均風速(m/s)	1.2	1.1	1.1	1.1	1.3	3.1	3.9	2.9	1.9	1.9	2.0	2.4	3.1	2.7	3.3	2.0	--
9月	発生頻度(%)	3.2	3.9	3.8	2.2	2.5	7.9	15.8	5.7	2.5	0.8	2.8	4.2	6.5	11.3	11.9	8.9	6.1
	平均風速(m/s)	1.1	1.4	1.5	1.5	1.7	3.5	3.6	2.2	1.8	1.5	2.3	2.1	2.0	2.4	2.3	1.7	--
10月	発生頻度(%)	4.3	2.4	3.2	2.0	2.0	4.2	7.0	1.2	1.2	0.9	3.5	5.1	9.5	12.4	21.2	11.7	8.1
	平均風速(m/s)	1.0	1.0	1.0	0.9	1.0	3.1	3.5	1.9	1.4	1.0	1.5	2.0	2.6	2.7	3.4	2.1	--
11月	発生頻度(%)	6.3	3.1	3.1	2.6	3.1	2.8	1.0	0.3	0.7	1.3	1.3	1.4	3.2	12.5	33.5	18.1	6.1
	平均風速(m/s)	1.2	1.0	1.3	1.0	1.0	1.2	0.8	0.9	1.1	0.9	1.4	1.5	2.5	3.0	3.3	2.1	--
12月	発生頻度(%)	5.5	3.2	0.8	2.0	0.5	1.3	0.5	0.5	0.3	0.4	0.7	1.3	3.9	15.1	40.5	19.1	4.3
	平均風速(m/s)	1.2	1.1	0.8	1.1	0.8	1.0	1.0	0.9	1.0	1.9	0.9	1.8	3.5	3.4	4.1	2.4	--
1月	発生頻度(%)	5.4	2.6	2.0	2.2	0.5	1.2	0.8	0.4	0.1	0.4	0.5	1.7	4.7	15.9	41.9	16.0	3.6
	平均風速(m/s)	1.0	1.1	1.1	1.0	1.3	1.1	1.3	1.1	0.6	0.8	1.7	2.2	2.4	3.1	4.1	2.2	--
2月	発生頻度(%)	3.7	2.2	2.1	1.6	0.9	0.7	0.3	0.3	0.0	0.1	0.9	2.7	5.7	15.9	44.0	15.8	3.0
	平均風速(m/s)	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.6	1.3	1.0	0.0	1.1	1.4	1.5	2.5	3.5	4.3	2.7	--
3月	発生頻度(%)	3.1	2.2	2.0	3.4	3.2	3.5	5.2	3.4	1.1	1.3	1.9	3.5	4.0	13.6	33.2	11.0	4.4
	平均風速(m/s)	1.0	1.1	1.2	1.4	1.4	1.8	2.3	2.3	1.8	1.3	1.8	1.7	2.3	3.8	4.6	2.4	--

※風速が0.5m/s未満の場合は、風向が定まらなるとし、「C」として表記した。

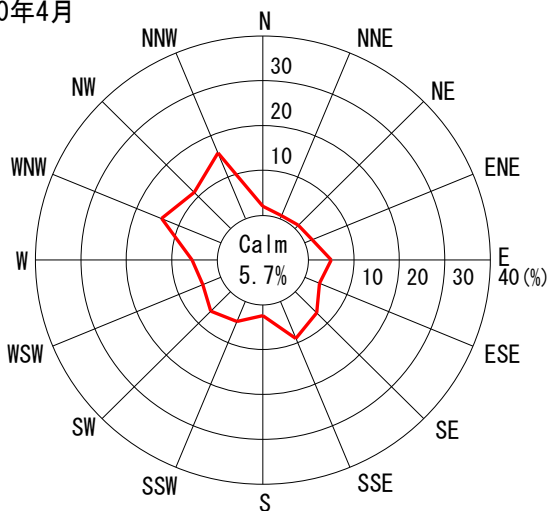
・月別風向風速

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平均風速(m/s)	2.8	2.5	2.5	3.0	2.8	2.2	2.3	2.3	3.0	2.9	3.2	3.0
最多風向	SE	SE	SE	SE	SE	SE	NW	NW	NW	NW	NW	NW
最多風向の 平均風速(m/s)	3.5	3.3	3.4	3.5	3.9	3.6	3.4	3.3	4.1	4.1	4.3	4.6

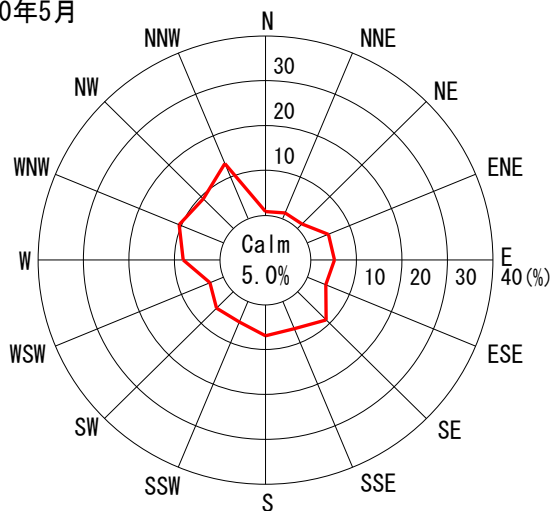
# ○風配図(ウインドローズ)

測定点： 緑町

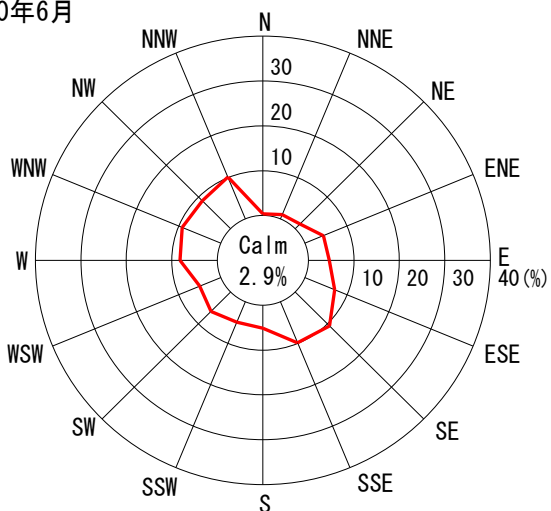
30年4月



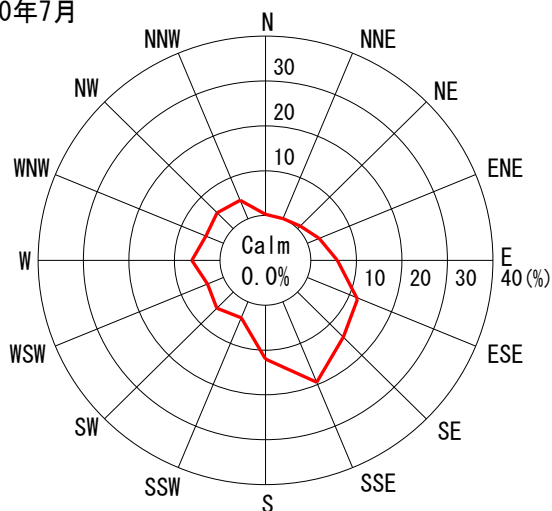
30年5月



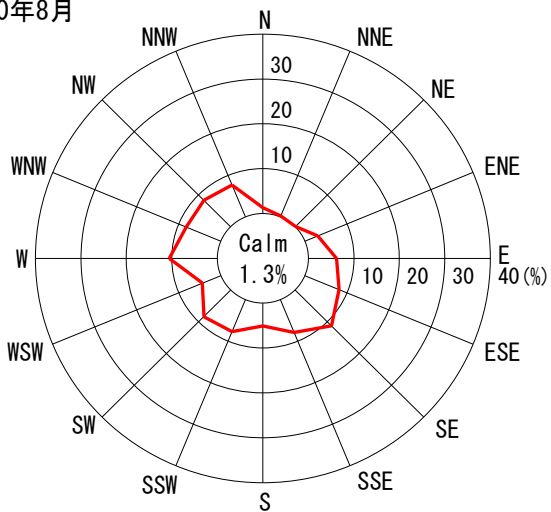
30年6月



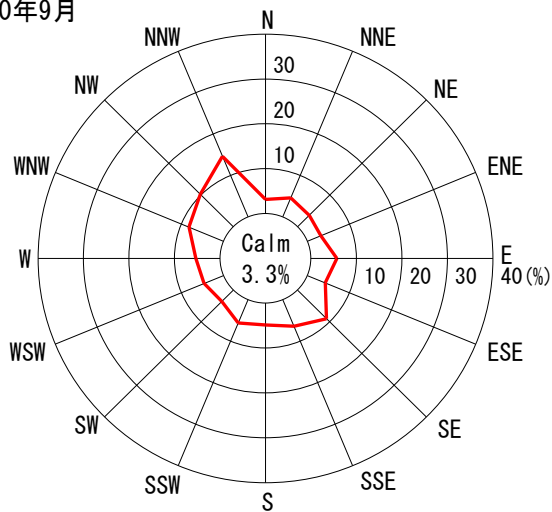
30年7月



30年8月

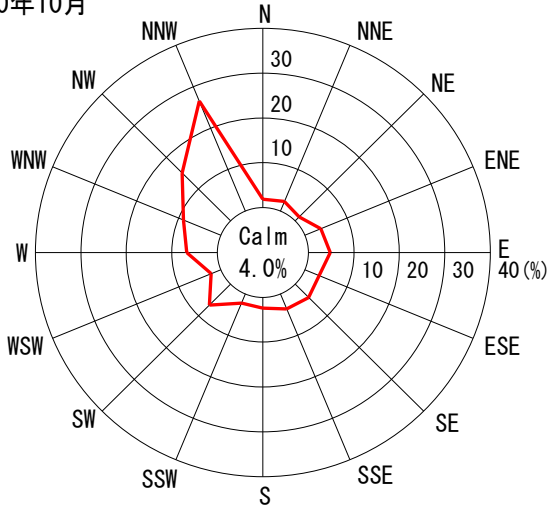


30年9月

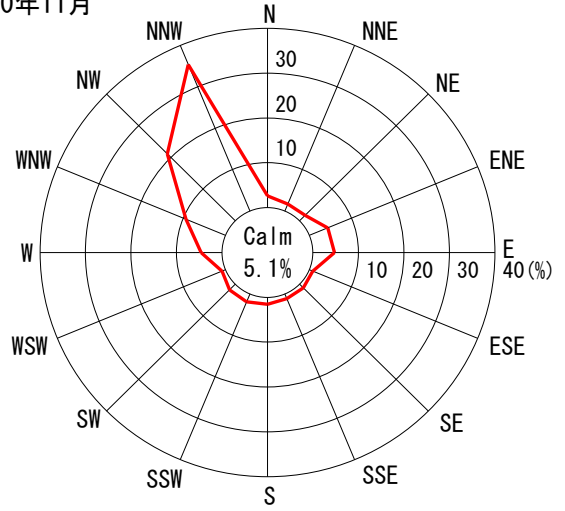


測定点： 緑町

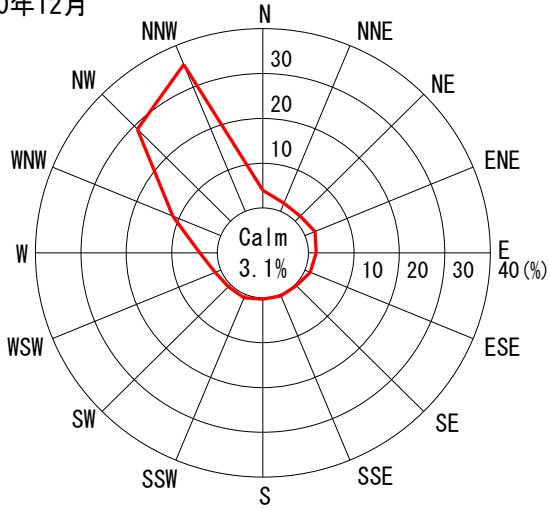
30年10月



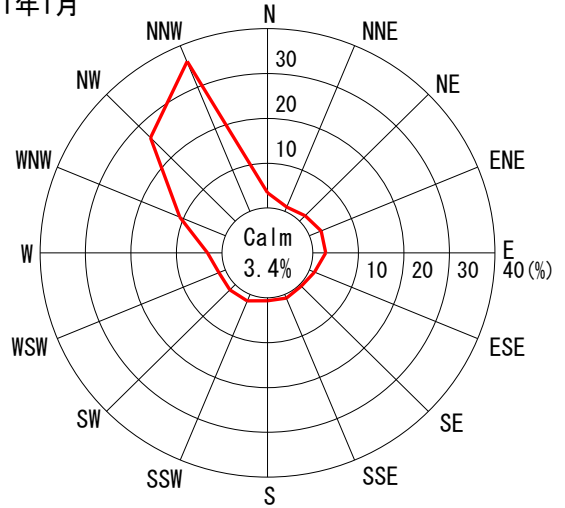
30年11月



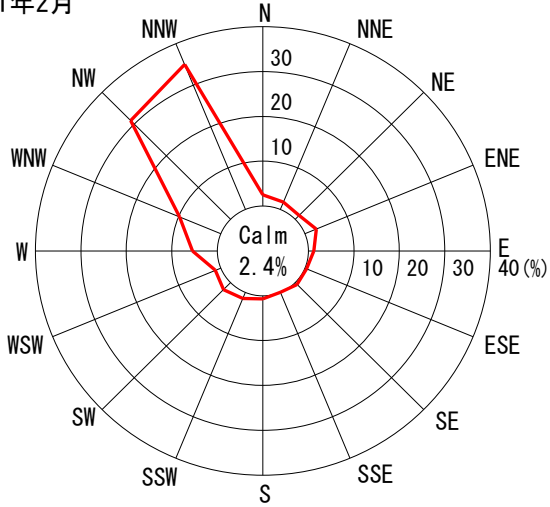
30年12月



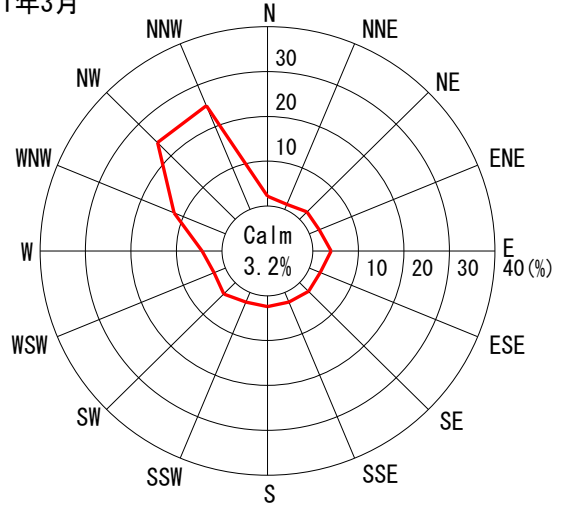
31年1月



31年2月



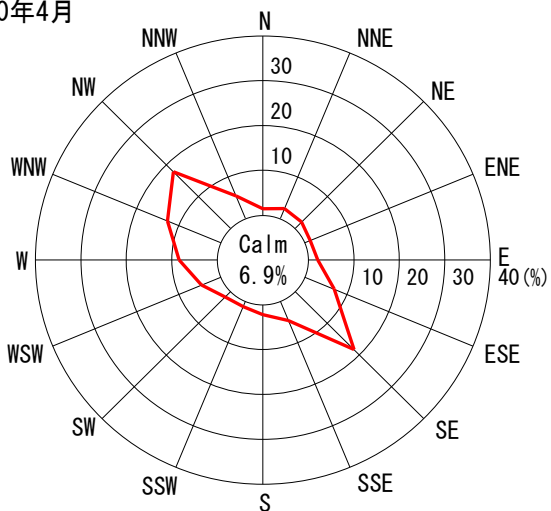
31年3月



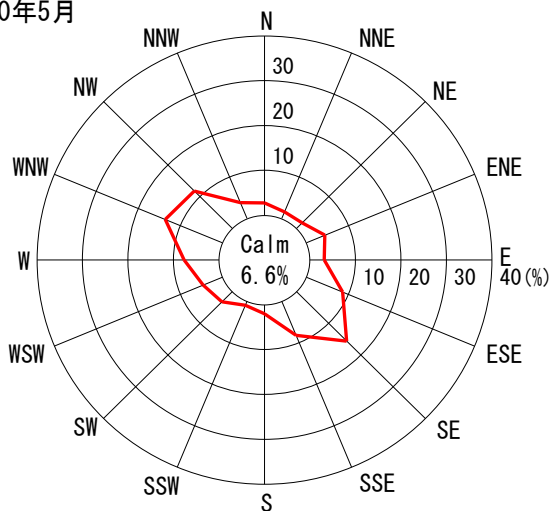
# ○風配図(ウインドローズ)

測定点： 八幡東

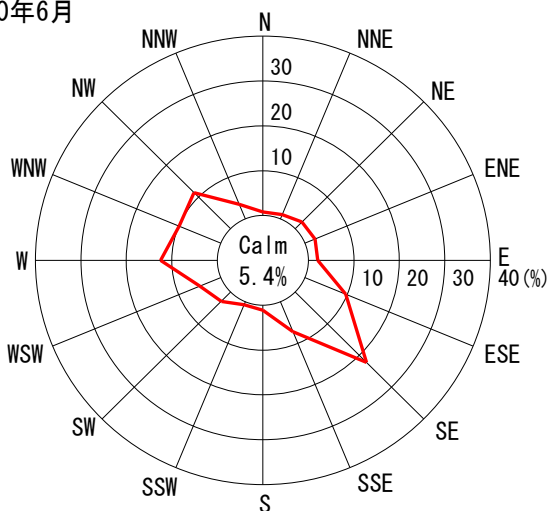
30年4月



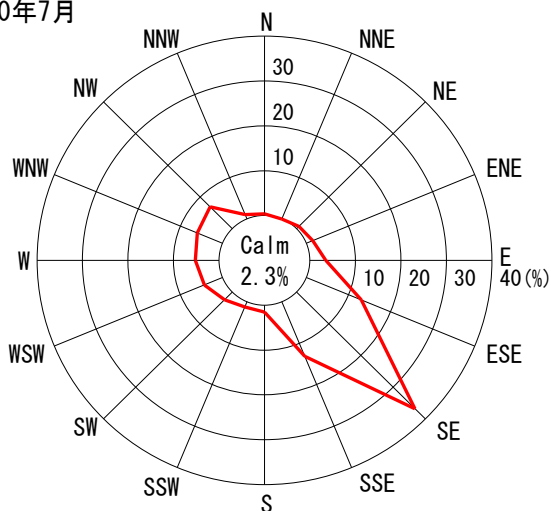
30年5月



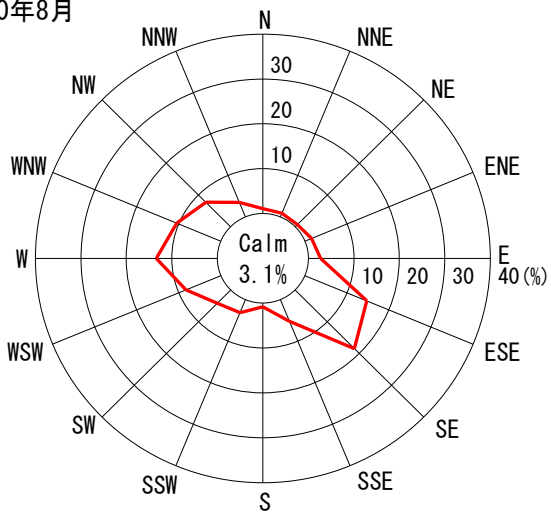
30年6月



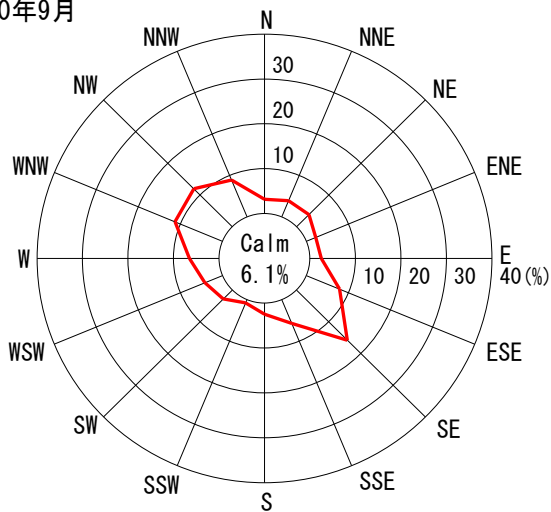
30年7月



30年8月

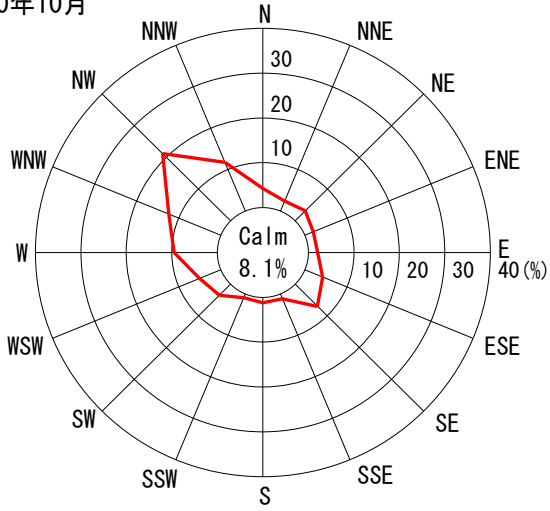


30年9月

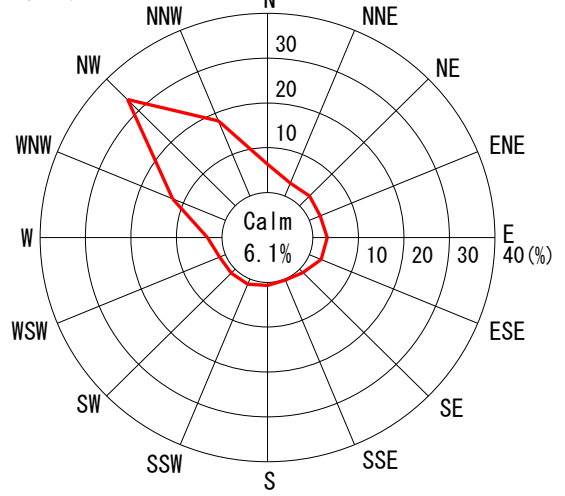


測定点： 八幡東

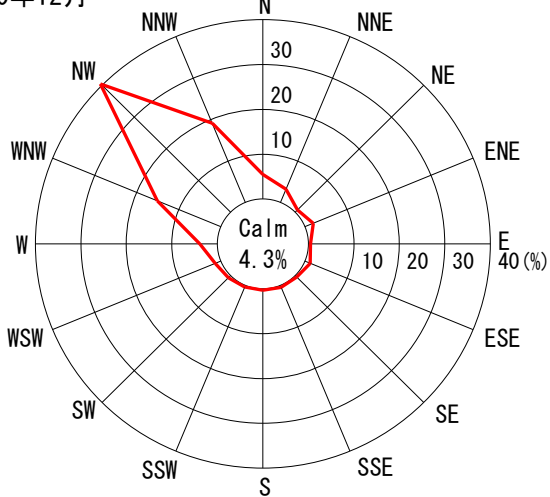
30年10月



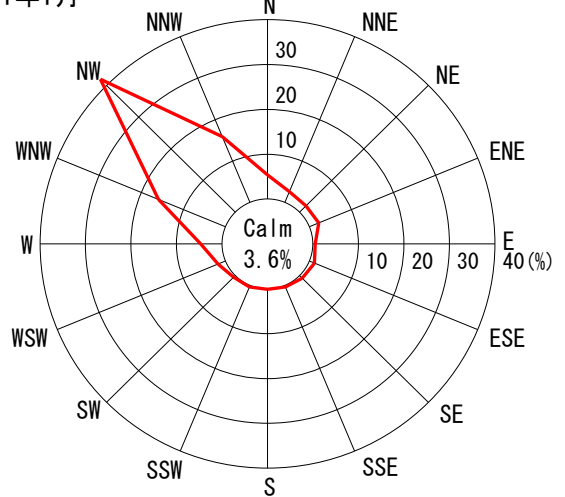
30年11月



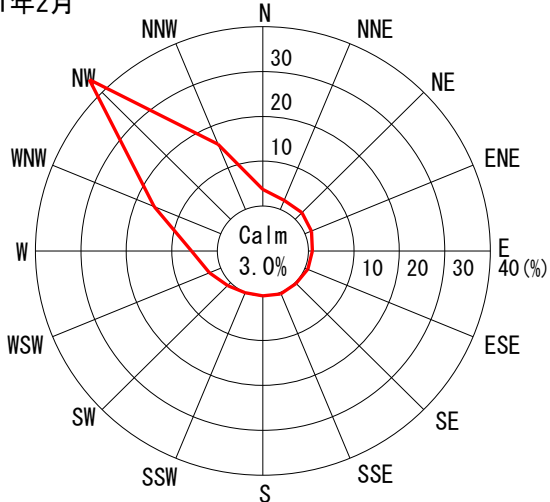
30年12月



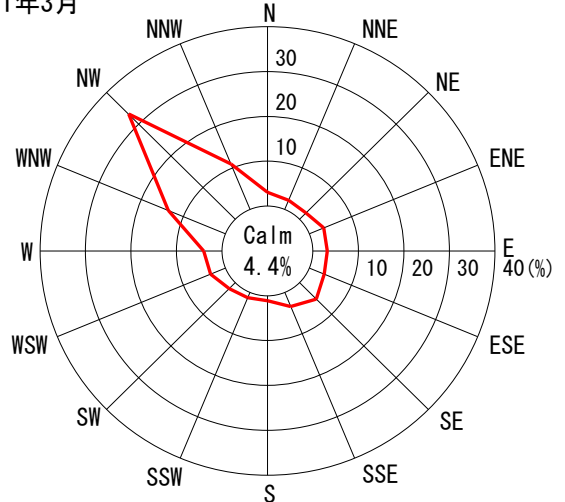
31年1月



31年2月



31年3月



○公害防止協定等締結状況

番号	事業所名	協定等	締結年月日	最終変更年月日	備考
1 ☆	中部電力(株) 知多第二火力発電所	協定書 計画書	S55.12.23 "	H11.3.31 H29.3.27	
2	(株)IHI 愛知事業所	協定書 対策書	S46.3.29 S47.9.11	H25.7.26	
3	中部飼料(株) 知多工場	協定書 計画書	S49.11.30 "	H28.3.18	
4	全国農業協同組合連合会 サントリー知多蒸溜所(株)	協定書 対策書	S47.11.17 "	H25.2.15	
5 ☆	JXTGエネルギー(株) 知多製造所	協定書 計画書	S44.11.11 "	H11.3.31 H21.4.1	
6	(株)LIXIL 知多事業所	覚書 計画書	S63.9.26 "	H27.7.3	
7	物産フードサイエンス(株) 名古屋工場	覚書	H25.10.1		
8	サンエイ糖化(株) 本社工場、第二工場	覚書	H25.10.1		
9	王子コーンスターチ(株) 名古屋工場	協定書 計画書	S59.5.2	H19.2.15 H19.2.15	
10	太田油脂(株) 名南工場	協定書 計画書	S50.10.7	H19.2.15 H30.3.29	
11 ☆	中部電力(株) 知多火力発電所	協定書 計画書	S45.7.2 "	H11.3.31 H29.7.6	
12 ☆	東邦瓦斯(株) 知多熱調センター	協定書 計画書	S50.4.18 "	H11.3.31 H29.3.27	
13 ☆	出光興産(株) 愛知製油所	協定書 計画書	S48.8.23 "	H11.3.31 H29.10.30	
14	知多エル・エヌ・ジー(株)	覚書	S55.4.23		
15	東邦瓦斯(株) 知多LNG共同基地	覚書 計画書	S50.5.8 H29.3.27	H29.3.27 H29.3.27	
16 ◇	名古屋港管理組合 (公財)愛知臨海環境整備センター	覚書 計画書	H1.2.16 "	H7.3.31 H29.3.29	
17	東邦瓦斯(株) 知多緑浜工場	覚書	H6.6.28		
18	三井物産(株)始め名南コンビナート 関係会社11社	協定書	H25.10.1		緑地保全に 関する協定
19	名南共同エネルギー(株) 名南エネルギーセンター	協定書 計画書	H28.3.25 H29.10.31		
20	(株)一富士製麺所 本社工場	覚書	H31.1.9		

☆印は、愛知県及び知多市との三者協定

◇印は、愛知県が立会者



### 大興寺工業団地分

番号	締結企業名	協定等	締結年月日	最終変更年月日	備考
20	(株)武藤製作所	覚書	H10.3.26		
21	(株)知多スプリング	覚書	H10.3.26		
22	(資)大平鉄工所	覚書	H10.3.26		
23	(株)カネヒラ	覚書	H10.3.26		
24	(株)タクタ	覚書	H10.3.26		
25	知多高压ガス(株)	覚書	H10.3.26		
26	(株)ウチダ機工	覚書	H10.3.26		
27	(有)西明コーティング工場	覚書	H10.3.26		
28	(有)栄洋印刷	覚書	H10.3.26		
29	(株)関山	覚書	H10.3.26		
30	東海実業(株)	覚書	H10.3.26		
31	(株)尾川パイプ	覚書	H10.3.26		
32	東明工業(株)	覚書	H10.3.26		
33	宝和化学(株) 知多工場	覚書	H10.3.26	H15.12.15	
34	東海鋼材工業(株)	覚書	H10.3.26		
35	日鉄住金物産名古屋コイルセンター(株)	覚書	H11.12.1	H11.12.1	
36	愛豊商事(株)	覚書	H10.3.26		
37	(株)栗本鐵工所	覚書	H11.12.1		

### 浦浜工業団地分

番号	締結企業名	協定等	締結年月日	最終変更年月日	備考
38	棧生工業(株)	覚書	H24.12.12		
39	(株)宝建材製作所	覚書	H24.12.28		
40	丸太運輸(株)	覚書	H25.1.17		
41	アイコC&T(株)	覚書	H25.3.28		
42	(株)弘一鉄工所	覚書	H25.6.7		
43	(株)デザインアーク	覚書	H26.2.18		
44	(株)富士岐工産	覚書	H27.1.30		
45	愛同工業(株)	覚書	H29.10.3		

○臨海部及び大興寺、浦浜工業団地企業等一覧

臨海部

No.	事業所名
1	中部電力(株) 知多第二火力発電所
2	(株)IHI 愛知事業所
3	知多市清掃センター
4	日清製粉(株) 知多工場
5	日本農産工業(株) 知多工場
6	名古屋埠頭サイロ(株)
7	サンブレッド協業組合
8	セントラル製粉(株)
9	日東富士製粉(株) 名古屋工場
10	中部飼料(株) 知多工場
11	日清丸紅飼料(株) 知多工場
12	東洋グレーンターミナル(株)
13	サントリー知多蒸溜所(株)
14	JA東日本くみあい飼料(株) 知多工場
15	全農サイロ(株) 東海支店
16	JXTGエネルギー(株) 知多製造所
17	(株)LIXIL 知多工場
18	知多埠頭(株)
19	王子コーンスターチ(株) 名古屋工場
20	フィード・ワン(株) 知多工場
21	サンエイ糖化(株) 本社工場
22	太田油脂(株) 名南工場
23	サンエイ糖化(株) 第二工場
24	物産フードサイエンス(株) 名古屋工場
25	名港海運(株) 南部事業所

No.	事業所名
26	中部資材(株) 南部サービスセンター
27	中部環境サービス(株) 知多営業所
28	名南共同エネルギー(株) 名南エネルギーセンター
29	中部電力(株) 知多火力発電所
30	東邦瓦斯(株) 知多熱調センター
31	出光興産(株)愛知製油所
32	知多エル・エヌ・ジー(株)
33	中部液酸(株) 本社工場
34	東邦瓦斯(株) 知多LNG共同基地
35	知多炭酸(株) 本社工場
36	知多市南部浄化センター
37	知多市リサイクルプラザ
38	東邦瓦斯(株) 知多緑浜工場
39	ソーラーパーク新舞子
40	(公財)愛知臨海環境整備センター
41	新舞子マリンパーク
42	(株)一富士製麺所 本社工場
43	大同特殊鋼(株) 知多第2工場

大興寺工業団地

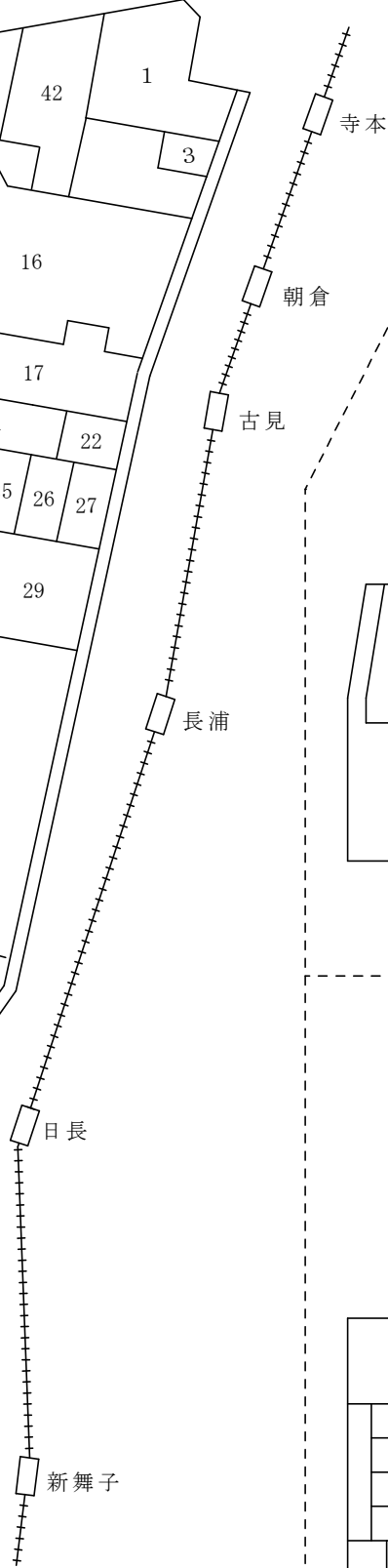
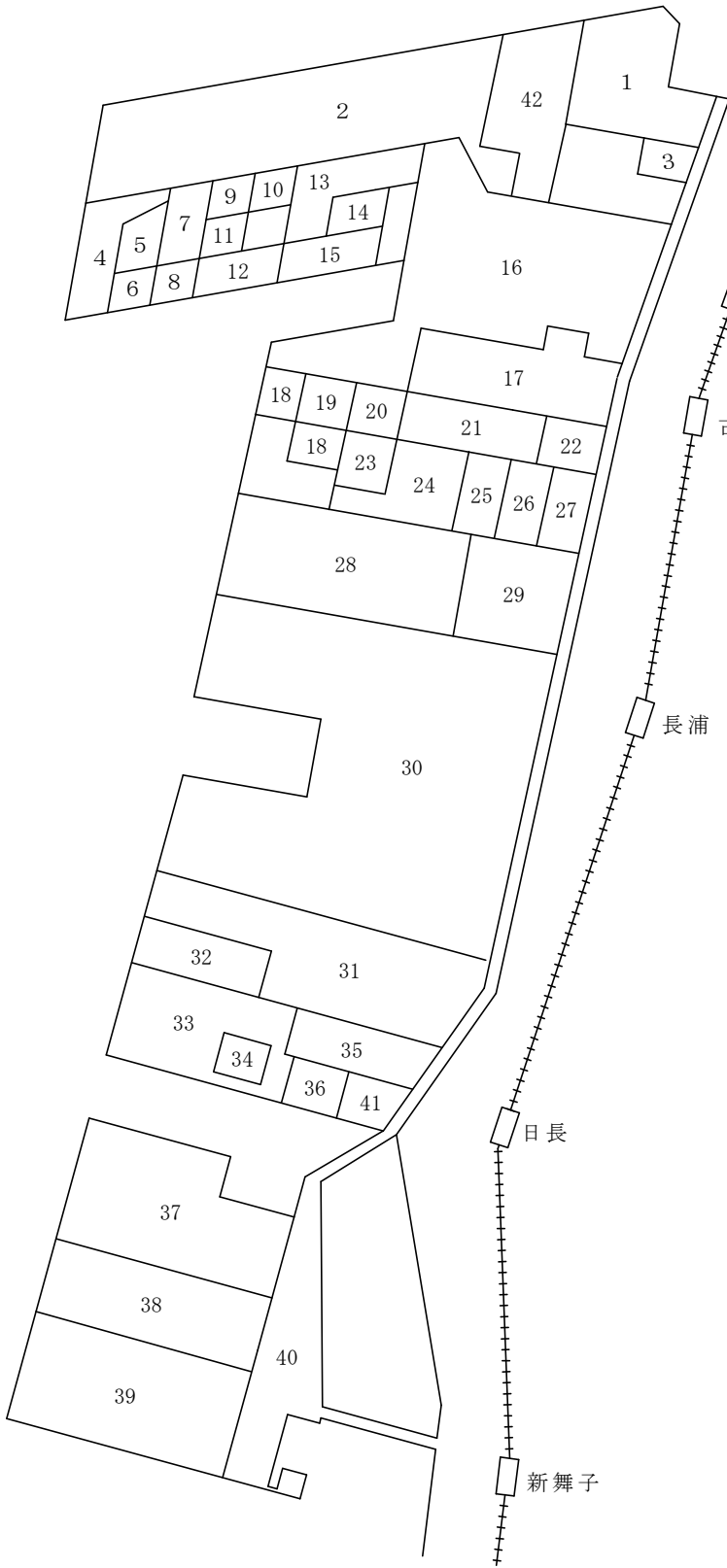
1	愛豊技研工業(株) 大興寺工場
2	日鉄住金物産名古屋コイルセンター(株)
3	(株)栗本鐵工所 知多工場
4	宝和化学(株) 知多工場
5	(株)知多スプリング
6	(資)大平鉄工所

No.	事業所名
7	(有)みどり化学
8	(株)カネヒラ
9	(株)関山
10	東海鋼材工業(株) 知多工場
11	(株)ウチダ機工
12	(株)尾川パイプ
13	(株)武藤製作所
14	テクノランド知多協同組合事務所
15	(有)栄洋印刷
16	(株)タクタ
17	知多高圧ガス(株)
18	東明工業(株) 知多工場

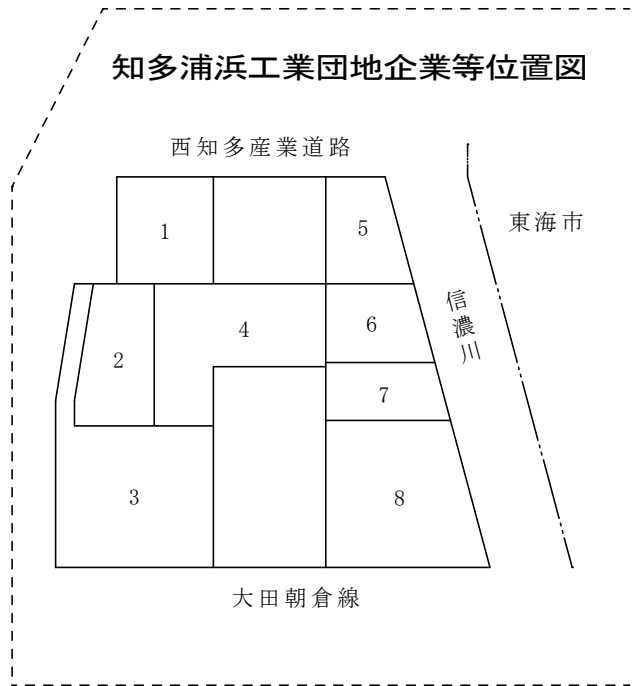
浦浜工業団地

1	アイコC&T(株) 知多工場
2	(株)弘一鉄工所 知多工場
3	丸太運輸(株) 名古屋物流センター
4	(株)デザインアーク 中部配送センター
5	棧生工業(株) 本社工場
6	富士岐工産(株) 名古屋工場
7	愛同工業(株) 知多工場
8	(株)宝建材製作所 知多工場

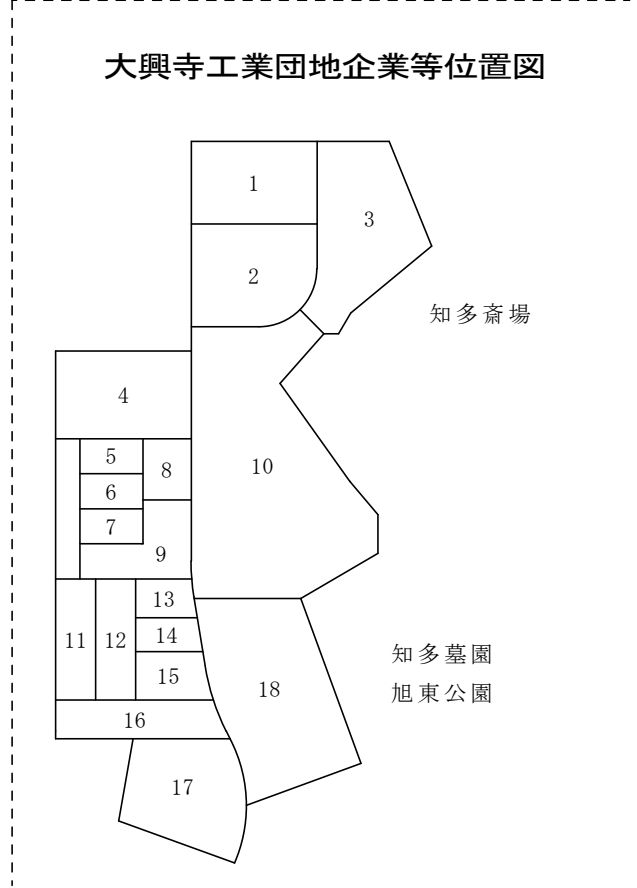
臨海部企業等位置図



知多浦浜工業団地企業等位置図



大興寺工業団地企業等位置図



## ○知多市環境基本条例

平成12年3月29日  
条例第6号

### 知多市環境基本条例

#### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則（第1条－第6条）

##### 第2章 環境の保全に関する基本的施策（第7条－第16条）

##### 第3章 知多市環境審議会（第17条－第21条）

##### 附則

私たちのまち、知多市は、四季を通じて比較的温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれた緑園都市として発展してきた。

しかしながら、近年の急激な産業の発達や、科学技術の進展は、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への影響をもたらしてきた。

そのために、身近な自然環境や、うるおいのある快適な生活環境が失われつつあるとともに、人類の生存基盤である地球環境をも損うおそれが生じてきている。

その結果、将来にわたって良好な環境を維持することが次第に困難になってきている。

すべての市民は、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を保全し、創出し、将来の世代に引き継いでいく責務を有する。

私たちは、このことを改めて認識し、すべての市民が一体となって、うるおいとやすらぎのある快適な環境の創造をするとともに、持続的な発展が可能な社会を実現するための施策を推進していくことが重要である。

ここに、環境の保全についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かってすべての市民の環境の保全に対する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活を営む上で欠くことができないものであることを考慮し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての者が自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常活動において積極的に推進されなければならない。

### (市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に

努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

- 第6条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全の施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の策定等に係る指針)

- 第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、並びに生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、地域の特性に応じて森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、知多市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ知多市環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

ない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(公共的施設の整備等の推進)

第10条 市は、環境の保全のための公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等)

第11条 市は、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第12条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第13条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究、監視等)

第14条 市は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第15条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第16条 市は、地球環境の保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進に努めるものとする。

### 第3章 知多市環境審議会

#### (環境審議会)

第17条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、知多市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

#### (組織)

第18条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係団体の役職員

(2) 識見を有する者

(3) 企業を代表する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

#### (委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第20条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員のうちから互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (委任)

第21条 第17条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。



附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(知多市環境審議会条例の廃止)

- 2 知多市環境審議会条例（平成9年知多市条例第41号）は、廃止する。

附 則（平成25年条例第10号）

この条例は、平成25年6月1日から施行する。

## ○知多市環境美化条例

平成15年3月26日  
知多市条例第3号

### 知多市環境美化条例

#### (目的)

第1条 この条例は、ごみ等の散乱及び愛がん動物のふんの放置等の防止について必要な事項を定め、市、市民等、事業者及び土地の所有者等が一体となり地域の環境美化の促進を図り、もって清潔で快適な生活環境の向上に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ等 飲料を収納していた缶、瓶及びプラスチック容器、包装紙、菓子袋、チューインガムのかみかす、たばこの吸殻その他これらに類するもので、散乱性の高い不用物をいう。
- (2) 愛がん動物 かわいがることを目的に飼養されている哺乳類、鳥類及びは虫類をいう。
- (3) 市民等 市民及び市内に在勤し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 土地の所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 公共の場所等 公園、道路、河川、海岸その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所をいう。
- (7) ポイ捨て ごみ等を投棄し、又は放置する行為をいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者が行う環境美化活動への支援をするとともに、環境美化に関する意識の啓発等総合的な施策の推

進に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、公共の場所等において自ら生じさせたごみ等をポイ捨てすることなく所定のごみ等の収納容器に入れるほか、これを持ち帰り、適切に処理しなければならない。

2 市民は、自宅及びその周辺の清掃その他の環境美化活動に努めなければならない。

3 市民は、知多市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年知多市条例第16号）第8条の3に規定する指定袋の破損等によるごみの散乱又はごみから生ずる汚水の漏えい等により、ごみ収集場所をみだりに汚してはならない。

(喫煙者の責務)

第5条 喫煙をする者は、歩行中に喫煙をしないように努めるとともに、たばこの吸殻入れが設置されていない場所で喫煙をする場合は、ポイ捨てすることなく携帯用吸殻入れに収納するなどし、これを持ち帰り、適切に処理しなければならない。

(愛がん動物の飼養者の責務)

第6条 愛がん動物を飼養する者は、当該動物の習性に応じた適正な管理を行い、ふんの放置等により他人の迷惑とならないようにしなければならない。

2 犬を飼養する者は、公共の場所等において当該犬を散歩させるときは、ふんの回収用具を携帯し、ふんを排せつした場合は、これを持ち帰り、適切に処理しなければならない。

3 愛がん動物を飼養する者が、当該動物を譲渡するときは、新たに飼養する者に対して前2項に掲げる内容を説明しなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行う場所及びその周辺の清掃その他の環境美化活動に努めなければならない。

2 店舗又は自動販売機により飲食物を販売する事業者は、当該店舗又は自動販売機の周辺に販売した飲食物から生ずるごみ等の回収容器を設置することにより、ポイ捨ての防止に努めなければならない。

3 公共の場所等で祭り、大会その他複数の者が集会する行事を主催する事業者は、当該事業の実施によりごみ等が生ずるおそれのあるときは、所定のごみ等の収納容器を設置し、適切な処理をするとともに、散乱している場合には、その場所を清掃しなければならない。

4 公共の場所等において、印刷物その他のものを配布する事業者は、当該配布物が散乱しないようにするとともに、散乱した場合には、当該散乱物を適切に処理しなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第8条 土地の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地（以下「管理地」という。）を適正に管理し、地域の良い生活環境を保全しなければならない。

2 土地の所有者等は、その管理地にごみ等が捨てられた場合において投棄した者が判明しないときは、自らの責任において適切に処理しなければならない。

(市の施策への協力)

第9条 市民等、事業者及び土地の所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(指導)

第10条 市長は、第4条第1項及び第5条の規定に違反しポイ捨てした者、第4条第3項の規定に違反しごみ収集場所をみだりに汚した者、第6条第1項及び第2項の規定に違反しふんの放置等をした者、第7条第3項及び第4項の規定に違反し散乱物を適切に処理しなかった者並びに第8条第1項の規定に違反し周辺住民の生活環境を著しく害している管理地の所有者等に対し、撤去その他必要な措置を実施するよう指導することができる。

(勧告)

第11条 市長は、前条の指導にかかわらず、改善又は適正な措置を実施しない者に対し、改善又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条の勧告に従わなかった者に対し、期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が命令に従わないときは、市長の定めるところにより、その旨を公表することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

# 第5次知多市庁内環境保全率先実行計画

平成31年3月

知多市

## 1 計画策定の背景

市民一人ひとりの日常生活や事業活動に起因する環境への負荷の増大により、地球環境問題はますます深刻化する傾向にあり、地球温暖化においては、異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響が予測されています。

地球温暖化対策を巡る国際的な動きとして、平成 27 年 12 月に、COP21 で「パリ協定」が採択されました。日本では、「パリ協定」を踏まえ、中期目標として国内の温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013（平成 25）年度比で 26%減の水準にすることを掲げる「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。同計画では、地方公共団体が含まれる業務その他部門においては、電気や都市ガスといったエネルギー起源の温室効果ガス排出量を約 40 %削減することを目標としており、地方公共団体にも温室効果ガス排出量の削減に向けた率先的な取組が求められています。

本市は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき、市の設置した施設が排出する温室効果ガスの排出量、資源及びエネルギー使用量の削減目標を定めた市内環境保全率先実行計画を平成 11 年 9 月に策定し、環境負荷の低減に向けた取組を行ってきました。

前計画である第 4 次知多市市内環境保全率先実行計画では、市の施設を 3 つに区分し、それぞれの温室効果ガス排出量を平成 24 年度以下に抑制することを目標に掲げ、取り組んできました。省エネや設備の運用改善、ごみ減量対策等による排出量の減少が見られるものの、施設の老朽化によるエネルギー効率の低下や下水処理量増加による排出量の増加もあり、市の事務事業全体からの温室効果ガス排出量は、横ばいに留まっています。

温室効果ガス排出量削減に向けて、更なる取組を求められている近年の地球温暖化を巡る動向を踏まえ、より大きな削減を目標とした第 5 次知多市市内環境保全率先実行計画を策定するものです。

## 2 計画の目的

本計画を温対法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として位置づけ、市自らが大規模な事業者であり、消費者であるという視点に立ち、温室効果ガスの削減目標や具体的な取組項目を定め、市自らが率先して行動することによって、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、市民、事業者による自主的な取組を促進し、地球温暖化防止に寄与することを目的とします。

## 3 計画の期間

国の「地球温暖化対策計画」で中期目標が示された期間に即して、2019（平成 31）年度から 2030 年度までの 12 年間の計画期間とします。

## 4 計画の範囲

市が行う全ての事務事業を対象とします。

## 5 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、温対法第 2 条第 3 項に定められている 7 種類のガスのうち、市の事務事業から排出されている表 1 の 4 種類の温室効果ガスを対象とします。

表 1 本計画で対象とする温室効果ガス

温室効果ガス名称	排出される主な活動
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	・電気や都市ガスなどのエネルギーの使用 ・廃プラスチック類の焼却
メタン（CH <sub>4</sub> ）	・下水の処理、一般廃棄物の焼却
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	・下水の処理、一般廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	・カーエアコンの使用、廃棄

※残りの 3 種の温室効果ガスは、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）及び三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）で、本市の事務事業から排出される可能性がないため、対象としない。



## 6 計画の目標

2013（平成 25）年度を基準として、2030 年度に市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を 40%削減することを目標とします。

ただし、現在、市の清掃センターで行われているごみ処理は、将来、西知多医療厚生組合が事業主体の新しいごみ処理施設で行うことが計画されています。事業主体が市ではない新しい施設でのごみ処理開始に伴い、市全体の排出量のうち、約 6 割を占めるごみ処理からの温室効果ガスが、本計画の対象ではなくなるため、清掃センターからの温室効果ガス排出量を除いた 2013（平成 25）年度の温室効果ガス排出量を基準とします。

清掃センターについては個別に、運転終了まで各年度の温室効果ガス排出量を前年度以下に抑制することを目標とします。

基準年度の温室効果ガス排出量、直近の実績である平成 29 年度の排出量、目標の排出量については表 2 のとおりです。

表 2 基準年度の温室効果ガス排出量と目標

	基準年度 2013（平成 25）年度	直近実績 2017（平成 29）年度	目標 2030 年度
温室効果ガスの排出量 (清掃センターの排出量を除く)	11,355t-CO <sub>2</sub>	11,890t-CO <sub>2</sub>	6,813t-CO <sub>2</sub> (40%削減)
清掃センターの排出量 (2023 年度末廃止予定)	13,754t-CO <sub>2</sub>	13,756t-CO <sub>2</sub>	—————
			運転終了まで 前年度以下に抑制

## 7 温室効果ガス排出量の算定方法

(1) 温室効果ガスの排出量の算定には、電気やガスの使用量など温室効果ガスの排出源となる各活動の活動量に温室効果ガス排出係数と地球温暖化係数を乗じて算定します。

※ 排出係数は、活動量1単位当たり排出される温室効果ガス排出量で、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令で規定されている係数を使用します。電気使用に係る排出係数については、発電に要した二酸化炭素の排出量に応じて電力会社各社ごとに毎年度、環境省が排出係数を公表します。各年度の電気の使用による温室効果ガス排出量の算定に当たっては、その前年度の実排出係数を使用します（基準年度の2013（平成25）年度の算定には、2012（平成24）年度の中部電力（株）の0.516 kg-CO<sub>2</sub>/kWhを使用）。

※ 温暖化係数は、温室効果ガスの種類ごとに、二酸化炭素に比べて地球温暖化をもたらす程度を示した係数で、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令で規定されている係数を使用します。

（例）電気の使用の場合

電気使用量 (kWh) × 排出係数 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh) × 温暖化係数 (二酸化炭素の係数 : 1)  
= 温室効果ガス排出量 (kg-CO<sub>2</sub>)

(2) 年度ごとに計画の対象となる市の事務事業からの温室効果ガス排出量を算出します。計画期間中に新設等があった事務事業については追加して、廃止等があった事務事業については、除外して各年度の排出量を算出しますが、基準年度の排出量と目標の排出量の見直し等は、行わないこととします。

## 8 取組項目

目標を達成するために、次の取組項目を掲げ、着実な進行を図ります。

(1) 物品等の購入に当たっては、環境に配慮した取組を行います。（平成13年10月制定の「知多市グリーン調達方針」参照）

### 用紙類

- ◎ 原則としてコピー用紙や印刷用紙等は、グリーン購入法適合のものを購入します。
- ◎ トイレットペーパーは、古紙配合率100%のものを購入します。

### 電気製品

- ◎ パソコン、コピー機等の電気製品や照明機器については、消費電力の少ない機種へ転換します。

## 公用車

◎ 低公害車、低燃費かつ低排出ガス認定車を積極的に導入します。

\* 低公害車

燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車等

\* 低燃費かつ低排出ガス認定車

燃費基準達成車かつ平成 17 年基準排出ガス 50%低減レベル以上の適合車

## 文具・事務機器

◎ エコマーク商品等の環境にやさしい製品を購入します。

◎ 過剰包装した製品や使い捨て製品を購入せず、詰め替え可能な製品を購入します。

(2) 物品等の使用に当たっては、環境に配慮した取組を行います。

### 用紙類使用量の削減

◎ 両面印刷や両面コピーを徹底するとともに、支障のない範囲で縮小コピーや集約印刷を行い、使用枚数を削減します。

◎ 会議等では、I T 機器等の使用により、配布資料を削減するとともに、資料の持ち帰り用封筒の配布を削減します。

◎ 庁内 LAN の活用による事務のペーパーレス化を徹底します。

### 水使用量の削減

◎ トイレ等に節水バルブの使用、節水型の設備や機器の導入に努め、使用量の削減を徹底します。

◎ 節水に関する意識の向上を図り、日常的な節水を徹底します。

### 電気使用量の削減

◎ 事務室等の空調温度を冷房 28℃以上、暖房 19℃以下とし、温度計を使って適正な管理を行います。

◎ 「クールビズ」、「ウォームビズ」に努めます。

◎ 原則として毎週水曜日をノー残業デーとし、定時の消灯・空調オフを徹底します。

◎ エレベーターの利用を控え、階段を利用します。

◎ 休憩時間等には支障のない範囲で、パソコンや照明のスイッチを切るよう徹底します。また、業務時間外における照明も業務上必要最小限とし、消灯を徹底します。

◎ パソコン等の電源ケーブルは、業務に支障のない範囲で退庁時にコン

セントから抜き、省エネに努めます。

- ◎ リフレッシュルームや更衣室等常時使用しない場所の照明は、使用時以外消灯するよう徹底します。
- ◎ 冷暖房時の扉の開閉やブラインド等の利用を適切に行います。
- ◎ 空調機ごとに管理者（各課等の長）を設定し、帰庁時の空調オフや設定温度の遵守を徹底します。
- ◎ よしず、ブラインド、グリーンカーテン等による遮光効果を利用し、空調機器の負荷低減に努めます。
- ◎ 業務に支障のない範囲で事務室の蛍光灯の本数を削減します。
- ◎ パソコンの省エネ設定やコピー機、ファクシミリ等の事務機器の省エネモードを活用します。

#### 事業系施設の燃料使用量の削減

- ◎ 清掃センターのごみ処理の過程でごみの持つエネルギーを熱分解ガスとして回収し、燃料として有効活用します。
- ◎ 南部浄化センターの下水処理の過程で発生するバイオガス（消化ガス）を燃料として有効活用します。

#### 公用車の燃料使用量の削減

- ◎ 駐停車時等のアイドリングストップを徹底します。
- ◎ 急発進、急加速、空ぶかしをやめ、エコドライブを徹底します。
- ◎ タイヤの空気圧等車両整備を適切に行います。
- ◎ 相乗りや公共交通機関の利用を推進します。

#### 自動車利用の抑制

- ◎ 公共交通機関、自転車、徒歩等を利用した通勤に努めます。

(3) ごみの廃棄や資源化に当たっては、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、環境に配慮した取組を行います。

- ◎ 紙の廃棄量を削減します。
- ◎ 資料・カタログ類は、必要なもの以外は受け取らないようにします。
- ◎ 古紙回収における分別を徹底します。
- ◎ ファイルやフォルダー、使用済み封筒のリユースを個人情報等に留意して徹底します。
- ◎ 廃棄文書については、シュレッダー処理は極力避けて、資源化を徹底します。
- ◎ コピー機・プリンターの使用済みトナーカートリッジの回収とリサイ

クルを徹底します。

- ◎ 裏紙の利用を個人情報等に留意して徹底します。
- ◎ 廃食用油発生施設においては、その回収を徹底し、BDF（バイオディーゼル燃料）へのリサイクルを図ります。

**(4) 照明、熱源設備、空調設備等の設備機器の管理に当たっては、環境に配慮した取組を行います。**

- ◎ 設備機器の点検、清掃等を適切に実施し、設備機器の効率的な運転を維持します。
- ◎ 定期的に設備機器の運転状況を確認し、使用方法の改善を図ります。
- ◎ 設備機器の保守管理、点検清掃、運転等を事業者へ委託する際には、設備機器の効率的な運転管理について積極的に助言や提案を求めます。
- ◎ 設備機器の管理マニュアルの整備に努め、設備機器の効率的な運転を推進します。

**(5) 建築物や設備の設計、施工に当たっては、環境に配慮した取組の検討を行います。**

- ◎ 屋上緑化、壁面緑化（グリーンカーテン）を含め、施設内外における緑化の推進を図ります。
- ◎ 貯留タンク等の雨水利用設備の導入を図り、雨水の有効利用に努めます。
- ◎ 建築材料には、再生された素材や再生可能な素材を使用するよう努めるとともに、発生する廃棄物の削減に努めます。
- ◎ 知多市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針に基づき、建築材料として木材の利用に努めます。
- ◎ 施設の建築、改築時や空調設備の更新に際しては、可能な限り省エネルギーに資する設備等を選択します。
- ◎ LED等効率の良い照明器具の導入に努めます。
- ◎ 施設の新築時には、施設の利用形態に合わせて、省エネルギーな照明設計に配慮します。
- ◎ 施設の新築、改築時には、空調熱負荷に配慮し、建物の断熱性の向上に努めます。
- ◎ 施設の新築時には、建築物のZEB化を検討します。

\* ZEB

Net Zero Energy Building（ネットゼロエネルギービル）の略称。建物で消費する年間の1次エネルギーの収支を省エネと創エネ（再生可能エネルギーの活用）によって正味でゼロとすることを目指したビル。

- ◎ 施設の新築・改修時にあつては、デマンド監視装置やBEMSの導入を図り、エネルギー使用量の見える化による設備の適正管理に努めます。
  - \* デマンド監視装置
 

電力基本料金は契約電力値に比例して決定されるため、契約電力値を超過しないための電力使用量の監視、負荷調整を行うための装置。電力使用量の平準化や、効率的利用を図ることができる。
  - \* BEMS
 

Building Energy Management System（ビルエネルギー管理システム）の略称。建築物の設備の運転状況やエネルギーの使用状況を監視制御操作できるシステム。エネルギーの使用状況の実態把握により、設備の運用改善や最適化が期待される。
- ◎ 省エネ診断やESCO事業等の活用を図り、設備の運用改善や設備改修に努めます。
  - \* ESCO事業
 

省エネ化に関する診断、設計、施工、運転等の包括的なサービスを提供し、その顧客の光熱水費等の省エネ化によるメリットを報酬として享受する事業。
- ◎ 再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオガス等）の有効活用に努めます。

**(6) 環境に配慮した取組が実践されるように、職員、市民に対しても積極的な啓発活動を行います。**

- ◎ 職員の環境に対する意識を向上させるために、環境保全に関する研修会等を積極的に開催するとともに、職員用マニュアルを作成します。
- ◎ 職員に対し、本計画の実施状況や環境に関する情報を提供します。
- ◎ 環境に関する市民向けの講座や、広報、ホームページ等を活用し、積極的な啓発活動を行います。
- ◎ 市民の省エネや再生可能エネルギーを利用した取組を支援します。

**9 計画の推進に当たって**

- (1) 職員は、本計画の趣旨を尊重し、環境保全の活動に積極的に取り組みます。
- (2) 各課等に環境保全推進委員を設置し、取組状況等を調査、点検し、その結果を評価することにより、計画の継続的な推進を図ります。
- (3) 社会状況の変化、計画目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直

しを行うものとしします。

- (4) 計画の実施状況については、広報ちたやホームページ等を通じて、毎年度公表します。

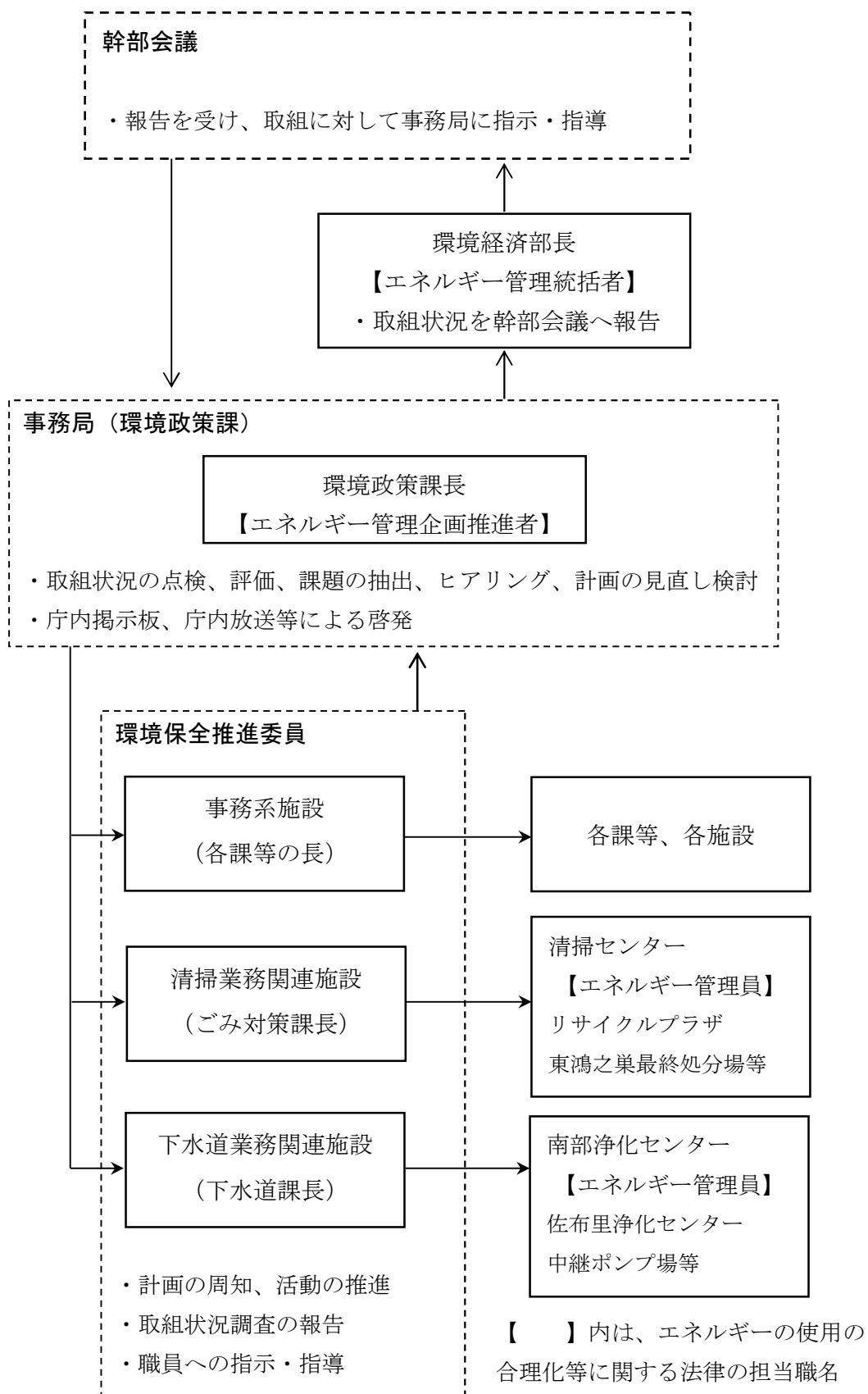
(参考資料)

**第5次知多市庁内環境保全率先実行計画推進体制**

- 1 第5次知多市庁内環境保全率先実行計画（以下「計画」という。）の実施に当たり、各課等に環境保全推進委員（各課等の長）を置く。
- 2 環境保全推進委員は、所属職員に対して計画の周知を図るとともに、日常の環境に配慮した活動の定着を推進する。
- 3 環境保全推進委員は、前年度の取組状況を取りまとめ、事務局（環境政策課）に報告する。報告する事項は、温室効果ガスの排出源となる各活動量（エネルギー使用量等）に係る事項、取組の状況、前年度新たな取組を行った時は、その効果の見込み（削減量等）とする。
- 4 事務局は、各課等の計画の取組状況について点検、評価、課題の抽出を行い、適宜、環境保全推進委員にヒアリングを行う。環境経済部長は年度ごとの結果を部ごとに取りまとめ幹部会議へ報告する。
- 5 幹部会議は、報告を受けた結果、必要があると認める場合は、取組に対して事務局に指示・指導をする。
- 6 事務局は、幹部会議から取組に対する指示・指導があった場合は、環境保全推進委員を通じて、職員への徹底を図り、あるいは計画の見直しの検討を行う。



## 推進体制組織図



## ○環境行政の歴史

年(西暦)	国(国連等の動き含む)	市
大正7年(1918)	4.4 (旧)鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の公布 (施行8.9.1)	
昭和23年(1948)	7.10 温泉法の公布(施行は30日経過後)	
昭和31年(1956)	6.11 工業用水法の公布施行	
昭和32年(1957)	6.1 自然公園法の公布(施行10.1)	
昭和33年(1958)	12.25 公共用水域の水質の保全に関する法律及び 工場排水等の規制に関する法律の公布 (施行34.3.1)	
昭和39年(1964)	4月 厚生省に公害課を設置	
昭和42年(1967)	8.3 公害対策基本法の公布施行	
昭和43年(1968)	6.10 大気汚染防止法及び騒音規制法の公布 (施行12.1)	
昭和44年(1969)	5月 初の公害白書を国会へ報告 12.15 公害に係る健康被害者の救済に関する特別 措置法の公布	4.1 公害課を設置 11.11 協定書締結(東亜石油株)
昭和45年(1970)	6.1 公害紛争処理法の公布(施行11.1) 12.18 第64国会(公害国会)において公害関係14法案 が可決成立 12.25 水質汚濁防止法の公布(施行46.6.24) 12.25 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の公布 (施行46.9.24) 12.25 農用地の土壌の汚染防止に関する法律の公 布(施行46.6.5)	9.1 市政施行 10.14 協定書締結(三井物産株)
昭和46年(1971)	2.2 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿 地に関する条約(ラムサール条約)」を採択 (発効55.10.17) 6.1 悪臭防止法の公布(施行47.5.31) 6.10 特定工場における公害防止組織の整備に関 する法律の公布施行 7.1 環境庁を設置	3.26 協定書締結(石川島播磨重工業株愛知工場)
昭和47年(1972)	6.22 自然環境保全法の公布(施行48.4.12)	3.30 協定書締結(東亜石油株) 11.17 協定書締結(全国農業協同組合連合会)
昭和48年(1973)	3.3 「絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取 引に関する条約(ワシントン条約)」を採択 (発効55.11.4 ) 10.5 公害健康被害補償法の公布(施行49.9.1)	8.23 協定書締結(出光興産株愛知製油所)
昭和49年(1974)		6.1 民生部環境課を設置 11.30 協定書締結(中部飼料株本社工場)
昭和50年(1975)		4.18 協定書締結(中部電力株知多火力発電所) 4.18 協定書締結(東邦瓦斯株知多工場) 5.8 覚書締結(東邦瓦斯株知多LNG共同基地)
昭和53年(1978)		4.1 衛生経済部環境課となる。
昭和55年(1980)		4.23 覚書締結(知多エル・エヌ・ジー株知多基地) 12.23 協定書締結(中部電力株知多第二火力発電 所)
昭和57年(1982)		4.1 衛生経済部環境衛生課となる
昭和58年(1983)	5.18 浄化槽法の公布(施行60.6.1)	
昭和60年(1985)	3.22 オゾン層保護のためのウィーン条約の採択	

年(西暦)	国(国連等の動き含む)	市
昭和63年(1988)	5.20 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の公布施行	9.26 覚書締結(株)INAX知多事業所)
平成元年(1989)		2.16 覚書締結(名古屋港管理組合 ＝(財)愛知臨海環境整備センター)
平成3年(1991)	4.26 再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)の公布(施行10.25)	4.1 市民部環境課となる
平成4年(1992)	5.22 生物多様性条約を採択(ナイロビ) 6.3 環境と開発に関する国連会議(地球サミット)開催、アジェンダ21を採択 6.5 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の公布(施行5.4.1)	
平成5年(1993)	11.19 環境基本法の公布施行	
平成6年(1994)	12.16 環境基本計画を閣議決定	6.28 覚書締結(東邦瓦斯(株)知多緑浜工場)
平成7年(1995)	6.16 容器包装リサイクル法の公布(施行12.14)	4.1 環境部環境課となる
平成9年(1997)	6.13 環境影響評価法の公布(施行11.6.12) 12.1 気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)を開催(京都市)	12.24 知多市環境審議会条例の公布(施行10.4.1) 11.1 対策書改定(株)IHI愛知事業所)
平成10年(1998)	6.5 家電リサイクル法の公布(施行13.4.1) 10.9 地球温暖化対策の推進に関する法律の公布(施行11.4.8)	3.26 覚書締結(大興寺工業団地内17社)
平成11年(1999)	7.13 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)の公布(施行12.3.30) 7.16 ダイオキシン類対策特別措置法の公布(施行12.1.15)	3.31 協定書改定(中部電力(株)知多第二火力発電所) 3.31 協定書改定(株)ジャパンエナジー知多製油所) 3.31 協定書改定(中部電力(株)知多火力発電所) 3.31 協定書改定(東邦瓦斯(株)知多工場) 3.31 協定書改定(出光興産(株)愛知製油所) 9月 知多市市内環境保全率先実行計画を策定 12.1 覚書締結(大興寺工業団地内2社)
平成12年(2000)	5.31 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の公布(施行13.1.6) 6.2 循環型社会形成推進基本法の公布(施行13.1.6) 6.7 食品リサイクル法の公布(施行13.5.1)	3.29 知多市環境基本条例(知多市環境審議会条例廃止)の公布(施行12.4.1)
平成13年(2001)	1.6 環境省を設置 6.22 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の公布(施行7.15) 6.22 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の公布(施行14.4.1)	12月 知多市環境基本計画を策定
平成14年(2002)	5.29 土壌汚染対策法の公布(施行15.2.15) 7.12 自動車リサイクル法の公布(施行15.1.11) 7.12 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布(施行15.4.16) 12.11 自然再生推進法の公布(施行15.1.1)	4.1 環境経済部環境課となる
平成15年(2003)	3.14 循環型社会形成推進基本計画の策定 7.25 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の公布(施行10.1)	3.26 知多市環境美化条例の公布(施行15.4.1)
平成16年(2004)	6.2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の公布 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律公布 6.18 景観法公布	1.14 計画書改定(中部電力(株)知多第二火力発電所) 2.23 第2次知多市市内環境保全率先実行計画を策定 12.1 計画書改定(出光興産(株)愛知製油所)

年(西暦)	国(国連等の動き含む)	市
平成17年(2005)	2.16 京都議定書発効 3.29 地球温暖化対策推進本部開催	
平成18年(2006)	2.10 石綿による健康被害の救済に関する法律公布 (10.1 悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の変更—愛知県)	3.31 八幡北測定局廃止 12.13 計画書改定(東邦瓦斯(株)知多熱調センター)
平成19年(2007)	6.18 エコツーリズム推進法の公布 11.27 第3次生物多様性国家戦略の策定	2.15 協定書締結(王子コンスターチ(株)名古屋工場) 2.15 協定書締結(太田油脂(株)名古屋工場) 2.15 覚書締結(宝和化学(株)知多分工場) 4.1 環境部環境課となる
平成20年(2008)	6.6 生物多様性基本法の交付・施行 7.29 「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定	4.1 生活環境部環境政策課となる
平成21年(2009)	7.15 海岸漂着物処理法の公布・施行	3月 第3次庁内環境保全率先実行計画を策定 4.1 計画書改定(JX日鉱日石エネルギー(株)知多製造所) 7.10 対策書改定(サンブレイン(株)知多蒸溜所) 8.21 計画書改定(中部電力(株)知多火力発電所)
平成22年(2010)	10.18 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)開催 12.10 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の公布	4.1 計画書改定(サンエイ糖化(株)本社工場, 名古屋事業所) 4.1 計画書改定(物産フードサイエンス(株)名古屋工場) 4.1 計画書改定((財)愛知臨海環境整備センター)
平成23年(2011)	8.30 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の公布・一部施行 10.1 生物多様性地域連携促進法の施行	3月 第2次知多市環境基本計画を策定 9.26 計画書改定(物産フードサイエンス(株)名古屋工場)
平成24年(2012)	4.27 「第四次環境基本計画」閣議決定 6.20 国連持続可能な開発会議(リオ+20) 8.10 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の公布 9.6 SAICM国内実施計画の策定 10.31 原子力災害対策指針の策定	4.1 地域主権一括法施行に伴う権限委譲により騒音、振動、悪臭に係る規制基準や規制地域を告示 7.2 計画書改定(サンエイ糖化(株)本社工場, 名古屋事業所) 8.17 計画書改定(中部飼料(株)) 10.30 計画書改定(中部飼料(株)) 12.12 覚書締結(棧生工業(株)) 12.28 覚書締結(株)宝建材製作所)
平成25年(2013)	1.11 「低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブ」公表 10.10 水銀に関する水俣条約の採択・署名	1.17 覚書締結(丸太運輸(株)) 2.15 対策書改定(サンブレイン(株)知多蒸溜所) 3.28 覚書締結(アイコC&T(株)) 4.1 大興寺測定局廃止 5.30 計画書改定((財)愛知臨海環境整備センター) 6.7 覚書締結(株)弘一鉄工所) 7.26 対策書改定(株)IHI知多事業所) 10.1 協定の解除(三井物産(株)) 10.1 緑地協定締結(三井物産(株)始め11社) 10.1 覚書締結(物産フードサイエンス(株)名古屋工場) 10.1 覚書締結(サンエイ糖化(株)本社工場, 名古屋事業所) 10.3 計画書改定(出光興産(株)愛知製油所)

年(西暦)	国(国連等の動き含む)	市
平成26年(2014)	11.10 持続可能な開発のための教育(ESD)に関する ユネスコ世界会議開催	2.18 覚書締結(株)デザインーク) 3月 第4次庁内環境保全率先実行計画の策定 10.3 計画書改定(出光興産(株)愛知製油所)
平成27年(2015)	12.12 パリ協定の採択(COP21)	1.30 覚書締結(株)富士岐工産) 4.1 環境経済部環境政策課となる 7.3 計画書改定(LIXIL(株)知多事業所) 12.24 計画書改定(出光興産(株)愛知製油所)
平成28年(2016)	2.2 水銀に関する水俣条約締結 5.13 地球温暖化対策計画を閣議決定 11.4 パリ協定の発効 11.8 日本政府がパリ協定を締結	2.4 計画書改定((公財)愛知臨海環境整備センター) 3.18 計画書改定(中部飼料(株)本社工場) 3.25 協定書締結(名南共同エネルギー(株)) 9.13 計画書改定((公財)愛知臨海環境整備センター) 10.11 計画書改定(中部電力(株)知多火力発電所) 10.11 計画書改定(中部電力(株)知多第二火力発電所)
平成29年(2017)	8.16 水銀に関する水俣条約の発効	3.27 計画書改定(中部電力(株)知多第二火力発電所) 3.27 計画書改定(東邦瓦斯(株)知多熱調センター) 3.27 覚書改定(東邦瓦斯(株)知多LNG共同基地) 7.6 計画書改定(中部電力(株)知多火力発電所) 10.3 覚書締結(愛同工業(株)) 10.30 計画書改定(出光興産(株)愛知製油所) 10.31 計画書提出(名南共同エネルギー(株))
平成30年(2018)	4.17 「第五次環境基本計画」閣議決定 6.13 気候変動適応法の公布(施行12.1) 12.15 パリ協定の実施指針の採択(COP24)	3.29 計画書改定(太田油脂(株)名南工場)
平成31年(2019)		1.9 覚書締結(株)一富士製麺所本社工場) 3月 第5次庁内環境保全率先実行計画の策定